

恩給給与細則及び国会議員互助年金法施行規則を廃止する等の省令附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる同令第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行規則の一部を改正する省令案に対して提出された意見及び総務省の考え方

案に対する意見及びその理由 【意見提出者名】	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>本改正に基本的に賛成である。関係が確認出来る事が前提の場合、確かに抄本でよいのではないかと思われた。よって、特段の問題ない改正であると考え。</p> <p>(ただし、抄本その他より関係に疑義が生じる様な状況であった場合、謄本を用いる必要があるかもしれない事は留意すべきであると考え。よって、その様な場合には謄本を要求される可能性がある、といった様な内容はどこかに書いていた方が良くはないか考える。)</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>本省令案に対する賛成意見として承ります。</p> <p>なお、御意見中のカッコ書きに関しましては、規定上、提出を求めている戸籍の謄本・抄本は、いずれも「権利者の死亡当時の請求者の身分関係を明らかにすることができるもの」に限定しております。したがって、本改正後、提出された抄本により身分関係の確認ができない場合においては、当該規定に基づき、総務省から請求者に対して、謄本提出を求めることとしております。</p>	<p style="text-align: center;">無</p>

○意見提出数：1件